

4 有料公園等を利用する場合

(1) 有料公園施設を利用する場合

(ア) 陸上競技場

単位：円

使用区分		金額
利用者が入場料等を徴収しない場合	小中高	1時間当たり 170
	一般	1時間当たり 410
	その他の場合	1時間当たり 500
利用者が入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり 820
	その他の場合	1時間当たり 2,500
	個人利用（1回につき）	小中50 高80 一般150
付 属 施 設	放送室・記録室	1回につき 540
	陸上競技用具	1個又は1組 20
	会議室	1回につき 320
	トレーニング室	1回につき 110
	シャワー設備	1回につき 220
	湯沸室	1回につき 220
備考 冷房料金は，部屋ごとに1時間250円を徴収する。		

(イ) 市民球場

単位：円

利用区分				金額	
主 施 設	利用者が入場	アマチュアスポー	小中高	1 時間当たり	330
	料等を徴収し	ツに利用する場合	一般	1 時間当たり	660
	ない場合	その他の場合		1 時間当たり	1, 980
	利用者が入場	アマチュアスポー	小中高	1 時間当たり	990
	料等を徴収す	ツに利用する場合	一般	1 時間当たり	1, 980
	る場合	その他の場合		1 時間当たり	9, 900
附 属 施 設	スコアボード			1 試合につき	320
	放送施設			1 回につき	880
	更衣室（シャワー設備を含む。）			1 回につき	220
	会議室（附属備品を含む。）			1 回につき	320
	湯沸室			1 回につき	220

備考 冷房料金は、部屋ごとに 1 時間 250 円を徴収する。

(ウ) 庭球場

単位：円

利用区分		1 時間当たりの使用料	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
1 面につき	小中高	170	510
	一般	330	990

(エ) 水泳プール

単位：円

利用区分		1 時間当たりの使用料
個人利用	小人（中学生以下）	70
	大人（高校生以上）	100
専用利用	全面	3,300
	1 コース	190
団体利用	10人以上	個人使用料の 2 割を減じた額 に利用者数を乗じた額
更衣室	コインロッカー 1 回につき	100

備考 全面利用の場合は，個人使用料を徴収しない。

(オ) 弓道場

単位：円

利用区分		金額
専用利用	中高生	1 時間当たり 50
	一般	1 時間当たり 110
個人利用	中高生	1 回につき 60
	一般	1 回につき 100

(カ) 多目的広場

単位：円

利用区分				1 時間当たりの使用料
ソ フ ト ボ ー ル 場	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ュ ア ス	小中高	170
		ポ ー ツ に 利 用	一般	290
		する 場 合		
		その他の場合		680
	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 する 場 合		870
その他の場合		2, 040		
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ュ ア ス	小中高	170
		ポ ー ツ に 利 用	一般	290
		する 場 合		
		その他の場合		680
	利 用 者 が 入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 する 場 合		870
		その他の場合		2, 040
	半面利用	上記金額の 2 分の 1		

(キ) 多目的屋内練習場

単位：円

利用区分				1 時間当たりの使用料	
主 施 設	利用者が入場料 等を徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	小中高	全面	880
				1 / 2	440
		一般	全面	1,760	
			1 / 2	880	
		その他の場合		全面	8,800
				1 / 2	4,400
	利用者が入場料等を徴収する場合			全面	11,000
				1 / 2	5,500
会議室			100		

(ク) 屋外投球練習場

単位：円

利用区分				1 時間当たりの使用料	
主 施 設	投球練習場（1 人立ち当たり）	アマチュアス ポーツに利用 する場合	小中高	100	
			一般	220	
		その他の場合		440	

付記

1 利用者が、入場料を徴収しないが入場料に相当する金品を徴収したと認められる場合（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準じる場合）は、入場料等を徴収する場合とみなして使用料を徴収する。

2 利用者が、入場料を徴収する場合中「その他の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じた額を基本使用料に加算して得た額とする。

注1 会員制により会費を徴収し、当該会員のみ入場させる催物の場合には、1月分の額（月々会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額）を入場料とみなす。ただし、その金額が200円を超える場合は、200円とする。

注2 商品等の売上に対して入場券を発行（これに類する行為を含む。）して入場させる催物の場合には、発行できる入場券1枚を商品売上価格の10分の1に相当する金額を入場料とみなす。ただし、その金額が200円を超える場合は200円とし、50円に満たない場合は50円とする。

注3 注1及び注2の場合で、別に「入場整理料」等の名目で金額を徴収し、その金額が200円を超える場合は、当該「入場整理料」等の名目の金額をもって入場料とみなす。

3 利用者が、奄美市の住民でない場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じた額を加算して得た額とする。

4 陸上競技場の表中1回とは、8時30分から12時まで及び12時から日没までの利用をいう。

5 弓道場の表中1回とは8時30分から12時まで、12時から17時まで及び17時から22時までの利用をいう。

6 電灯等電気を必要とする場合の使用料は、その電気料金にかかる実費相当額を加算して徴収する。